

上下水道料金の改定について

令和3年4月分から上下水道料金が変わります

上下水道料金の変遷

■ 水道料金

上中地域：昭和58年から料金を据え置いています。

三方地域：平成15年に旧三方町内料金統合（多くの地域で値下げ）

☞ 合併後に若狭町内統一料金とする。

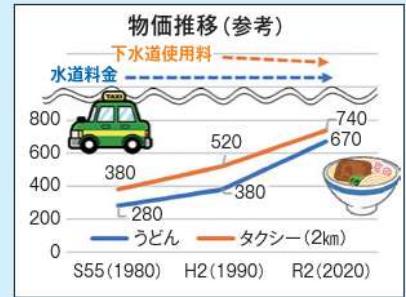
（三方、田井地区等では平成14年以前の料金より安い設定となっています）

■ 下水道使用料

下水道供用開始以来、使用料金を据え置いています。

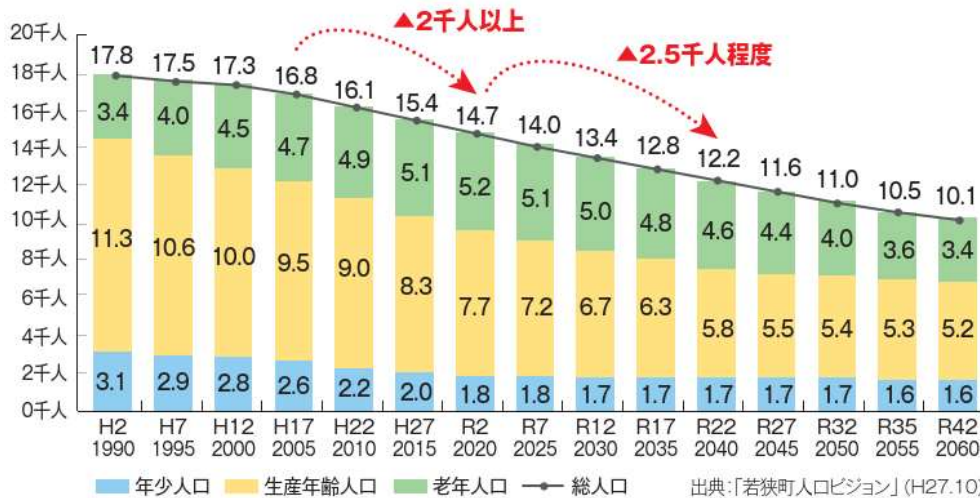
☞ 合併時に安価な使用料に統合（三方地域値下げ）

長年、上下水道料金を抑えながら、施設の更新時期の延命、維持管理経費の削減等経営努力してきました。



料金改定の必要性

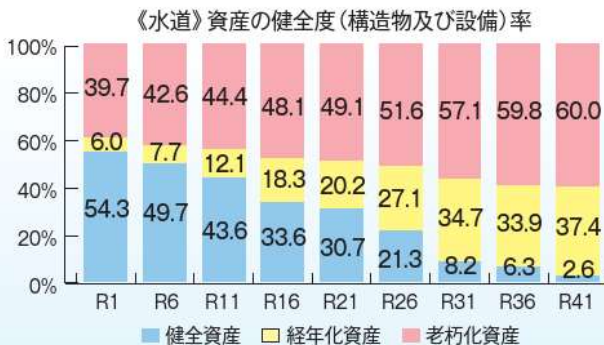
人口減少による料金収入の伸び悩み



人口減少に伴い、収入減が見込まれます。特に、下水道使用料は令和22年までの20年間で2割以上の収入減が見込まれています。



上下水道施設の老朽化



耐用年数の1.5倍を超過する老朽化資産(グラフ赤色)の割合が年々増えていきます。大規模更新時期に備える必要に迫られています。

■ 健全資産…耐用年数以内の資産
 ■ 経年化資産…耐用年数の1.5倍以内の資産
 ■ 老朽化資産…耐用年数の1.5倍超の資産

※状況写真



綿谷橋水管橋の漏水状況



過去の三十三井戸の状況



下水道ポンプ 劣化状況
(マンホールポンプ・各処理場)

■ 今後20年間にける整備計画の実施

将来にわたり事業を継続していくため、上下水道ビジョンに基づき整備計画を実施していきます。

水 道【事業費:90億円超】

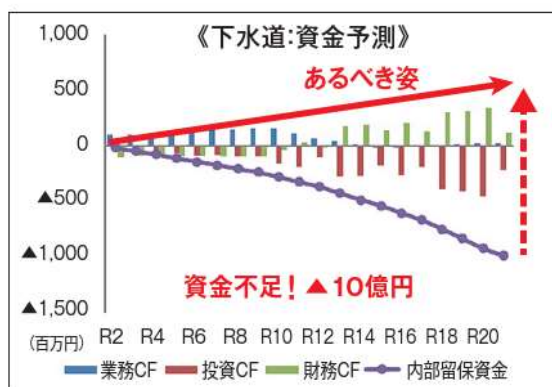
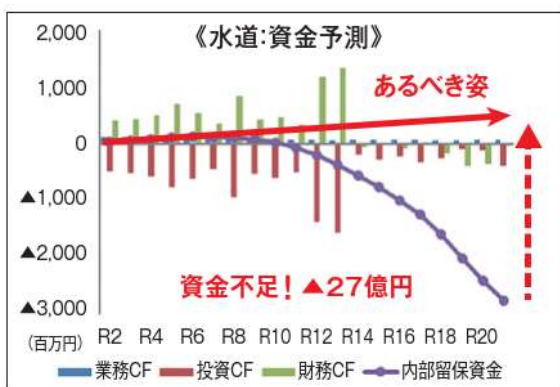
- 熊川浄水場の更新、松尾山浄水場の大規模修繕
- 新井戸、各配水池の増設・更新、施設の統廃合 (西浦地区、集落簡水)
- 老朽化した管路、水管橋の更新 など

下 水 道【事業費:70億円超】

- 第1期…17処理区→11処理区 (はす西、世久見、遊子、神子、熊川、杉山の統合)
- 第2期…11処理区→ 9処理区 (堤、上中鳥羽の統合)
- 老朽化した施設 (処理場、ポンプ場、管路) の必要な更新 など

■ 安定経営をすすめていくために

- 公営企業会計への移行 (独立採算制の取り組み、減価償却の考え方の導入)
- 安定資金の確保…現行の料金体系のままでは、将来資金不足になることが危惧されます。
- 今後も継続して定期的に上下水道事業の経営状況を確認していきます。



上下水道を将来にわたり健全に経営し、サービスを提供し続けるには、今後20年間の長期間で考えると、**上下水道料金を今の1.8倍から2倍以上にする必要があることになりました**。段階的な上下水道料金改定を行い、令和3年度からは全体として**3割程度の値上げ**をお願いします。

その後、5年後の令和8年をめどに経営状況を見ながら、料金を検討していきます。

将来の上下水道事業の安定運営のため、ご理解ご協力をお願いします。



改定内容

上下水道は、安全・安心な水の供給、公衆衛生の向上や水質保全など、住民生活や企業の経済活動にとって欠かすことのできない重要インフラです。将来にわたり安定したサービスを提供していくために令和3年4月(5月請求)分から上下水道料金を改定します。

現行の水道料金

(1か月あたり・税抜)

基本料金			超過料金				
基本水量	口径別	料金	11~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~200m ³	201~m ³
10m ³	13mm	1,200円	1m ³ 当たり 110円	1m ³ 当たり 120円	1m ³ 当たり 125円	1m ³ 当たり 130円	1m ³ 当たり 135円
	20mm	1,300円					
	25mm	2,000円					
	30mm	3,000円					
	40mm	4,500円					
	50mm	6,000円					
75mm	7,000円						

改定後の水道料金

(1か月あたり・税抜)

基本料金			超過料金					
基本水量	口径別	料金	6~10m ³	11~30m ³	31~50m ³	51~100m ³	101~200m ³	201~m ³
5m ³	13mm	1,300円	1m ³ 当たり 50円	1m ³ 当たり 145円	1m ³ 当たり 160円	1m ³ 当たり 165円	1m ³ 当たり 170円	1m ³ 当たり 180円
	20mm	1,400円						
	25mm	2,600円						
	30mm	3,900円						
	40mm	5,900円						
	50mm	7,800円						
75mm	9,100円							

■ 現行の水道料金との比較

(税抜)

- 基本水量を5m³とし、小口径の基本料金の改定の幅を抑えることで、小口の使用者へ配慮します。

口径	使用水量	現行の料金	改定後の料金	差額
13mm	5m ³	1,200円	1,300円	100円
	30m ³	3,400円	4,450円	1,050円
	50m ³	5,800円	7,650円	1,850円

【計算例:税抜】

メーター口径13mmで、1か月で30m³使用した場合

①基本料金 **1,300円**

②従量料金 6~10m³分 50円×5m³ = **250円**

11~30m³分 145円×20m³ = **2,900円**

1か月の水道料金(①+②) **4,450円**



現行の下水道使用料

(1か月あたり・税抜)

	基本料金	人頭割料	適用範囲
一般用	1世帯当たり 2,000円	世帯員1人当たり 500円	一般世帯
業務用	1事業所当たり 2,000円	換算処理人員1人当たり 500円	事業所等



改定後の下水道使用料

(1か月あたり・税抜)

	基本料金	人頭割料	適用範囲
一般用	1世帯当たり 2,250円	世帯員1人当たり 750円	一般世帯
業務用	1事業所当たり 2,250円	換算処理人員 10人以下1人当たり 750円	事業所等
		11人以上1人当たり 700円	



■ 現行の下水道使用料との比較 (税抜)

使用人員	現行の料金	改定後の料金	差 額
1人	2,500円	3,000円	500円
4人	4,000円	5,250円	1,250円
7人	5,500円	7,500円	2,000円

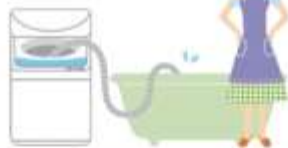
【計算例:税抜】 4人世帯の場合

①基本料金	2,250円
②人頭割料	750円×4人 = 3,000円
1か月の下水道使用料(①+②)	5,250円

上下水道についてみんなで考えましょう!

💧 節水に心がけ、みんなの水を大切に使いましょう!

洗濯に、お風呂の残り湯を使う



節水型のシャワーヘッドを使う



歯磨きのときなど、こまめに水を止める



💧 下水道を正しく使って、みんなの施設を長持ちさせましょう!

廃油など何でもかんでも下水道に流さない



トイレにトイレトーパー以外は流さない



クリーンますを定期的に清掃する

